

実務家政権成立以降のイタリア政治の構造変化

— 二重の正統性の危機 —⁽¹⁾

八十田 博 人

はじめに

2013年2月のイタリア議会総選挙（上院・下院）は、モンティ首相（当時）が新たに結成した中道連合「市民の選択」が緊縮政策への批判を一手に負う形で伸び悩む中で、勝者プレミアムで下院を制した⁽²⁾ 中道・左派、前国会で両院の多数を占めていた中道・右派、そしてポピュリスト新興政党の「五つ星運動」の3派それぞれが上院で過半数を取らず、また、中道・左派と他の二つの勢力のいずれかが連立政権を組めば両院で過半数を形成できたにもかかわらず、左右両陣営の長く続く反目と、既存勢力すべてを批判する「五つ星運動」の政治姿勢のため、2ヶ月あまり経っても新政権が発足しなかった。

同年4月に任期満了による大統領選挙（上下両院議員全員と地方代表による間接選挙、当時の選挙人総数は1,007人）を迎え、ここでは当選条件（3回目まで選挙人総数の3分の2）を超えるために、中道・左派と中道・右派の統一候補として中道・左派のマリーニ元上院議長を担いだにもかかわらず、特に左派側から造反が出て選出に失敗した。当選条件が過半数に下がる4回目の投票で、中道・左派の中核、民主党は新たにプロディ元首相（元・欧州委員会委員長）を担いだが、左派もまとめきれない最悪の結果に終わり、6回目に中道・左派、中道・右派、そしてモンティの率いる中道連合「市民の選択」の3派が87歳（当時）のナポリターノ大統領に共和国史上前例のない再出馬を要請し、圧倒的多数で再選し、ようやく決着をみた。

これにより大統領に求心力が生じ、大統領が自らの再選の条件とした政権成立の求めに従う形で、この間の混乱の責任を取って辞意を表明したベルサーニ民主党書記長（旧「左翼民主主義者」出身）に代わり、同党のナンバー2（副書記長）でカトリック勢力出身のエンリーコ・レッタが率いる3派による共和国史上初の大連立内閣が成立した。EUとの関係を考えれば、結果として過去に欧州議会で活躍した「欧州派」の大統領と首相を持つことになったことで、最悪の事態は回避したことになるが、国際金融界の監視下で経済財政運営を行わなければならない、その時期に、左右に広がる緊縮政策への抵抗感と、共和国の伝統すら顧みないポピュリスト政党の台頭で、イタリアの共和制はまさに内外の圧力の中で前例のない危機を迎えた。

それは、これまでよく使われた、議会で信任された政権がないという意味での「危機」にとどまらず、共和国の根本原理といってもよいものにも影響する激震であり、その根本原理のなかには、戦後のイタリア外交が曲がりなりにも形作ってきた「欧州主義」も含まれる。

イタリアでは、2011年11月、ユーロ危機への対応の遅れにより国際金融界の信頼を失ったベルルスコーニ中道・右派政権から、モンティ元EU委員（ボッコニー商科大学理事長）の率いる非議員実務家政権に交代したときに危機の対応が始まった。この実務家政権は、危機を打開することだけを目的とした、2013年の議会任期満了までの時限政権でありながら、この政権期間中に、イタリア国内政治の転換の兆し、あるいは大きな不安定性を抱えた構造変化を見ることができる。

そこでこの論文では、イタリア共和制の基幹原理といってもいい欧州主義がこの間にどのように変動し、実務家政権がもたらした国内制度改革がイタリア政治にどのような構造変化を与えたか、また、その後の政権にどのような課題が残されたかについて、分析する。

1. イタリアの欧州主義と共和国大統領

一般に国家儀礼を司る、象徴的な存在と考えられる共和国大統領について、この論考で最初に言及するのは意外に思われるかもしれない。しかし、キリスト教民主党（DC）が優位政党であった「第1共和制」の時代よりも、ベルルスコーニへの支持・不支持が左右両陣営の境界となった「第2共和制」のほうが、相対的に内政でも外交でも大統領が目立つ存在になってきている。

それは必ずしも、一時期期待された「半大統領制」への移行を示すものとはいえないとしても、3代続いて現在の中道・左派に与する勢力から選出された大統領（スカルファロ、チャンピ、ナポリターノ）は、例えば自らに有利な「個人向け立法」（legge ad personam）すら行いかねないベルルスコーニに対し、権限の範囲内で一定の助言ないし警告を与えることで共和国憲法の維持に努める一方、欧州懐疑派も少なくない中道・右派政権の時期にも、共和国が培ってきたイタリアの欧州主義の理念の継続を内外に向けて表明し続けてきたのである。

とりわけ、欧州統合に貢献した人物にアーヘンで授与されるシャルルマーニュ賞の受賞者であるカルロ＝アゼーリオ・チャンピ（大統領：1999-2006）は、欧州主義の理念の保持を、共和国大統領の責務として強く意識した存在であった。チャンピは、1993年に当時の大統領スカルファロのもとでイタリア銀行総裁から首相に就任、財政危機を収束し、1996年からは中道・左派連合「オリーブの木」政権で国庫・財務相（現在の経済・財務相）としてイタリアのユーロ参加を実現したヒーローであり、共和国史上ほかには1例しかない1回目の選挙で圧倒的な票数を得て大統領に当選した人物である。

これだけの支持を集めた理由には、単にユーロや財政での功績のみでなく、レジスタンス

史にその名を深く刻む知識人政党「行動党」(その綱領には欧州主義的な内容が含まれている)の地方支部で活動した経験^③と、イタリア銀行の平行員時代は左派労組CGIL(イタリア労働総同盟)の組合員だったという、戦後イタリア史そのものを体現する事実がある。

ベルルスコーニ政権が閣僚のなかのユーロ懐疑派の声を抑えられなかった2001年11月、チャンピは2代目の大統領(初代は臨時国家主席からの就任なので、共和国憲法で選挙された事実上の初代)エイナウディへのオマージュを新聞に掲載し、間接的ながらイタリアの欧州主義への世論の関心を呼び起こした。ルイージ・エイナウディ(大統領:1948-1955)は、経済学者として欧州統合を説いたイタリアの欧州主義の先駆けであり、また自由主義者ではあっても南部問題など経済格差や社会問題にも深い関心を寄せた。戦後初期のイタリアのリラ危機を緊縮策で救ったイタリア銀行総裁および予算相という経歴も、チャンピとはよく重なる。チャンピも、国庫・財務相時代には、南部の「開発のための100のアイディア」^④という財界や学界の知恵を集めた会議を主宰し、開発金融の制度改革も行った。この二人は、まさに国民国家統合と欧州統合が矛盾なく体现された大統領だったのである。

チャンピの後任の大統領となったジョルジョ・ナポリターノ(大統領:2006-2015)は、チャンピ同様、レジスタンス経験がある最後の世代(当時もっとも若かった世代で最後の生き証人たち)であり、28歳から国会議員を務めた、かつてのイタリア共産党の「プリンス」である。また、ベルリンゲル書記長のもとで、欧州議会議員として、共産党が欧州統合に積極的に対応するように政策転換を図り、「オリーブの木」中道・左派政権では内相を務め、大統領就任前にすでに終身上院議員となっていた人物である。

ナポリターノは欧州議会時代には、アルティエロ・スピネッリら欧州議会の連邦主義グループ「クロコダイル」が中心になって起草した「欧州連合設立条約草案」の採択(1984年)に寄与し、スピネッリの評伝^⑤も書いている。大統領就任後に初めて国内遊説を行ったのも、スピネッリら反ファシズム知識人たちが欧州連邦主義の歴史的文書「ヴェントターネ宣言」を起草したヴェントターネ島で、いずれもEU関係の仕事でイタリアを代表したことがある3人の閣僚(ジュリアーノ・アマート制度改革相、エンマ・ボニーノ対外貿易相、トンマーゾ・パドア=スキオッパ経済・財務相)とともに降り立ち、演説した。

ナポリターノはさらに、2007年には欧州議会での演説とローマで開催したローマ条約50周年の記念行事でのスピーチで、いずれも、イタリアが欧州統合に貢献した人物として、アルチエ・デ=ガスペリとスピネッリの名を挙げた^⑥。この後、2011年にはイタリア統一150年の一連の式典を主宰することになり、まさに国民国家統合と欧州統合を結びつける大統領としての性格を強めたのである。

過去の共和国の大統領は、コッシーガを除く全員が、制憲議会議員であるか、レジスタンス体験を持っていた「共和国の父祖たち」であった。2013年に、共和国憲法を作った制憲議会議員の最後の生き残り、長く首相・外相として欧州統合に貢献したアンドレオッティ元首相、コロombo元首相が相次いで没したこともあって、ナポリターノはその意味でも今回

の危機が顕在化したときには、孤高の存在となっていた。

そのナポリターノが、2011年11月、メルケル独首相と電話会談し、EUの感触も探りながら、その名前だけで国際金融界にシグナルを送れるモンティを首相に指名することになったわけである。しかも、首相就任直前のモンティを大統領が任命できる終身上院議員に任命することで、危機に対して各政治勢力の団結を促したのである。

ベルルスコーニが係争事件のため大統領になる目はほとんどなくなったために、次の大統領は大幅な世代交代が避けられない。本来、それはモンティが果たす役目のはずであった。しかし、不人気になっていったモンティの政策を中道・左派、中道・右派いずれもが引き継ぐ態度を明確にしないなか、モンティ自身が「政治の場の上る」「政治の場に降りる」というイタリア語表現を市民による国家への貢献の積極的な意思として表現) 決意をした結果、ナポリターノのような終身上院議員から大統領へという道は閉ざされてしまったのである。

2. 危機はイタリアの国内政治構造をどこまで変えたか

次に考えてみたいのは、今回の危機がイタリア国内政治構造をどのくらいまで変えたかという点である。1994年以来、十数年続いたベルルスコーニの優位もいよいよ傾いたということで、「第2共和制」の終焉や「第3共和制」の開始を語る者もいる。しかし、危機以前から安定しない議会運営、暫定政令や信任をかけた法案提出など、そもそも「第2共和制」というものもなく、今回の変化もいわば「第1共和制」以来の悪弊を引きずる「イタリア共和制3.0」ではないかという評価もあるのである⁽⁷⁾。

(1) EUへの対応が顕著だった実務家政権成立の経緯

イタリアの首相は国会議員でなくても就任できるが、大統領が非議員を首相に任命するのは、多数派の不在や国家的危機に際しての緊急の場合であり、組閣された内閣は、完全に対等である上下両院の信任を得なければならない。つまり、大統領が圧倒的な資質を持つ人物を指名し、議会の主要政党の同意がなければ、非議員首相は誕生しないのである。

よく知られているように、モンティ政権以前にも、イタリアの実務家政権には少なくとも二つの前例がある。1992年の欧州通貨危機と「タンジェントポリ」汚職事件捜査に続く混乱のなかで、1993年に、当時のスカルファロ大統領がイタリア銀行総裁だったチャンピを首相に指名した。チャンピは、主要政党の政治家とともに、国庫相などに専門家を配置した内閣を組織し、政・労・使3者の合意を取り付けて、危機を収拾した。

また、1994年末に第1次ベルルスコーニ内閣が年金改革をめぐる連立与党内の対立からわずか7ヶ月で総辞職すると、スカルファロ大統領は、ベルルスコーニが望んだ議会の解散を認めず、イタリア銀行専務理事からベルルスコーニ政権の国庫相に就任していたディーニを首相に指名し、1995年にディーニは閣僚全員が非議員の実務家政権を組織した。ディー

ニ内閣は、翌年の総選挙までの選挙管理内閣の性格が強い政権でありながら、長らく手が着けられなかった年金制度に初めて本格的なメスを入れ、期待以上の成果を挙げた。

以上の二つの前例と比べれば、モンティ政権の閣僚の構成（閣僚全員が非議員）と選挙管理内閣としての性格はディーニ政権に、欧州全体におよぶ通貨危機とイタリアの財政危機に際しての緊急性はチャンピ政権に似ているといえるだろう。ただし、ディーニ政権のときのように、ユーロに入れるかどうか分からない状況下でもあった、国民のユーロへの熱い期待は、もはやない。

また、モンティ政権の成立においても、過去のスカルファロ大統領と同様、ナポリターノ大統領が指導力を発揮したが、前例と大きく異なることは、事前にメルケル首相との電話などを通じ、EUと有力国の事実上の了承を得て、モンティを選んでいることだろう⁽⁸⁾。ここまであからさまなEU対応はこれまではなかった。そして、首相就任直前のモンティを終身上院議員⁽⁹⁾に任命したのも、EUに認められているモンティを確実に首相の座につけるために、苦難が予想される仕事に就くモンティ自身には予め最高の栄誉を与え、国内統治能力を失っていた既存政党には、国難に臨む超党派の協力を求めたのである。しかし、このプロセスが報道を通じて広く知られたことで、ひとたび実務家政権への批判が強まれば、反エリート世論が過去の実務家政権以上に高まるのは必至であった。

(2) モンティの統治スタイル⁽¹⁰⁾ がもたらした批判

実務家内閣は、本質的に民主的正統性を欠くもので、既存政党が危機への対応力を疑われ、直後に総選挙が予定されている限られた任期であるからこそ、例外的に認められ、政策遂行の力を持つ。危機収拾後に総選挙が行われれば、その結果に従い、民主主義の原則に立ち返り、新しい多数派による政党内閣ができるのが本来の姿である。

もちろん、モンティはこのような実務家政権の特性をよく理解していたし、与えられた任務について謙虚に議会で説明していた。モンティは、上院での内閣施政方針演説で、自らが率いる内閣を「国家的責務を負う内閣」と名づけ、自分たち閣僚は「専門家として議会を席卷しに来たのではなく、一市民として国家を助けに来た」のだと述べている⁽¹¹⁾。

しかし、実は、イタリアの内閣制度を考えれば、限られた時間で与えられたミッションを遂行するには、むしろ閣僚全員が実務家であることが望ましいとさえ言える側面がある。イタリアの首相には閣僚の罷免権が明示的に与えられておらず、政党政治家を含む内閣は、より民主的ではあっても、政党間の意見対立による政権崩壊を容易にする矛盾を抱えている。

実務家政権は、いわば、危機を克服した成果だけが統治を正当化する、「前に進むしかない」政権であり、意外に思い切った政策を打つことができ、国家の浮沈がかかった局面では、プロの政党政治家たちも、政権転覆を狙う策動には出にくい。このような、たまった宿題を一気に片づけるような実務家政権の存在を、イタリア政治に根ざす粗雑さ、乱暴さの現れと見る論者もいる⁽¹²⁾。

モンティ自身は、過去に何度も、中道・右派、中道・左派の双方から首相や経済閣僚への就任を促されながら断り続け、改革実行には左右の穏健改革派を集めた「大中道」勢力の結集を求めてきた。それは、こうした国内政治の事情をよく踏まえた対応であったが、首相就任後は冷静に数字を挙げ、手続きを説明する謙虚な言動が、かえって、政治家的な熱意を欠き、エリートが「首相をやっている」という姿勢に見られがちであった⁽¹³⁾。

また、モンティは、イタリアを代表する欧州統合推進派の論客であり、同じく「欧州派」と見なされるチャンピと比較しても、圧倒的にEUインサイダーであった。EU委員を長く務めたために、EUの複雑な政策決定過程を熟知しているモンティの巧みなワード・ポリティクスで、イタリアの国際的信用が保たれた。上述の施政方針演説で、EUがイタリアに一方的に義務を課しているように見える厳しい状況下でも、イタリアが今後も欧州統合に貢献し続ける姿勢を明確にして、「われわれこそ、ヨーロッパだ」と、戦後イタリア外交の原点にある連邦主義の再燃を促したのは、戦後イタリア外交の基本理念の確認であった⁽¹⁴⁾ し、2012年2月には、2007年にベルルスコーニがEU議長国就任演説で物議を醸した⁽¹⁵⁾、同じ欧州議会での演説で、欧州議会の重要性を確認しつつ、「欧州統合と民主主義はともに進む両輪である」と述べ⁽¹⁶⁾、欧州各党派の代表議員らから好評価を得ている。

しかし、ここまでEUに親和的であることは、危機の収拾にこの上なく役立つと同時に、他の南欧諸国における危機の同時進行にともない、EUへの各国市民の支持が後退していく中で、現実のイタリア国内での経済不振が続けば、実務家政権への支持も減退していくことを不可避にしていた。

いわば、卓越したエリート、欧州主義者であるモンティの存在は、諸刃の剣であり、その強みは、政権が長期化すれば、逆に弱点になり得る要素を抱えていたといえるだろう。そして、中道・右派や「五つ星運動」がモンティ政権を緊縮政策ばかりで経済成長の伴わないエリートの政権として批判していくなかで、今後の危機で実務家政権の成立を想定するのが難しくなるくらいまで、実務家政権への世論の評価を下げたのである。

(3) 社会アクターとの関係の悪化

過去の実務家政権では、チャンピ政権がそうであったように、危機克服のために、政府・経済団体・労組の3者による「社会的協調」によるマクロ経済政策の合意が基礎にあった。しかし、政策執行を誤れば国家破産につながりかねない、過去よりも深刻な財政危機に際し、危機のなかでEU機関の権限はむしろ強化され、政策の選択肢は狭まり、一定の国民の犠牲を覚悟しなければならぬ構造改革、とりわけ年金改革や労働市場改革が、国際社会が求める必須のものとなった今回は、以前の危機とは様相が異なる。しかも、もともと左派出身でもなく、イデオロギー的には中道右寄りであり、政党の間接的支持にとどまるモンティには、社会アクターとの合意は困難であった。

モンティは、就任演説で「犠牲は必要だが、涙や血を流す必要はない」と語ったが、イタ

リアの国際的信用を担保するために労働市場改革は、たとえ社会アクターとの十分な合意がなくとも、不可欠であると考えていた。とりわけ、労組が過去の激しい労働闘争の成果として守ってきた、解雇を難しくしている労働者憲章法 18 条の改正には、労組が激しく反発し、小規模な改正に留まった。

ここに至る過程には、ベルルスコーニ政権下で進んだ、政府と社会アクターとの関係の変化も影響している。労働者憲章法第 18 条は、第 2 次ベルルスコーニ政権の 2002 年にも一度、小改正が行われている。このときも小規模事業所に関する部分的な改正であったが、左派労組を中心にゼネストや抗議運動が広く展開された⁽¹⁷⁾。ベルルスコーニ政権は、中道・左派政権のような「社会協調」には消極的であり、次第に、例えば公務員の賃金協約⁽¹⁸⁾などで、最大の左派労組、イタリア労働総同盟 (CGIL) を外した、より穏健な 2 労組、カトリック系のイタリア労組同盟 (CISL) と穏健左派のイタリア労働連合 (UIL) との部分合意も志向するようになった。

モンティ政権は、主要な社会アクターとの間でも何回も意見聴取や会談は行っている。しかし、実質的な政策過程、立法過程において疎外されているのではないかという社会アクター側の声は多かった。また、与党経験もある中道・右派の北部同盟、中道・左派の「価値あるイタリア」などのポピュリスト政党は、実務家政権の支持に回った左右両派の最大政党「自由の人民」や民主党と異なり、実務家政権の批判に回り、ネットや集会で既存政治勢力のすべてを批判する扇動的なポピュリスト芸能人グリッロの「五つ星運動」と重なる位置に立った。

民間最大の企業であるフィアットとの思想的親和性も、むしろモンティには仇となった。フィアットはすでに 2012 年初に、コンフィンドゥストリア (イタリア産業連盟) を脱退し、3 大労組を中心に各労組が各産別、企業労組に比例的に代表を出す方式からの離脱を決断した。フィアットはカナダ育ちのマルキオンネ CEO のもとでクライスラーの経営権を握り、グローバル化を進め⁽¹⁹⁾、イタリア的な労使関係に縛られない特定労組との協約を志向したのである。既存の経済団体、労組が「社会的協調」の復活を模索していたなかで、マルキオンネがモンティ政権を評価したことは、むしろマイナスであったといえる。

こうした過程で最も不利な立場に立たされたのは、合意に前向きな金属労組 FIOM を内部に抱える CGIL であり、カムッソ総書記は労働者憲章法改正後もモンティ政権に対して批判を強めていった。2012 年 11 月の経済団体と労組による「競争力のための協約」(patto di produttività)⁽²⁰⁾ の締結においても、CGIL は労組のなかで最も慎重であり、実質的な賃金保障がなされていないとして、最終的に署名しなかった。この協約は、コンフィンドゥストリア、ABI (イタリア銀行業協会)、ANIA (保険業全国協会)、企業ネットワーク (Rete Imprese)、協同組合連盟 (Alleanza COOP) などが 3 大労組と交渉していたもので、政府が競争力向上につながる賃金に 21 億ユーロの減税を行い、経済団体と労組がこれに協力する内容であるが、労組側では CISL、UIL が署名し、CGIL 抜きで締結され、モンティ政権

がこれを承認した⁽²¹⁾。

民主党の有力支持団体である CGIL が欠けたことで、中道・右派の「自由の人民」は、これを民主党と中道・左派の批判に盛んに用い、結果的にモンティ政権と中道・左派および左派労組との距離感を広げた。カムッソ CGIL 総書記は、モンティ政権の末期に、モンティ自身が選挙戦に参入する観測が出たときにも、その正当性に懸念を表明している。一方、モンティは、世界経済フォーラムなどで、名指しは避けながらも「一つの労組が合意に参加しなかった」と言及した。

モンティ政権の社会アクターへのアプローチは、「協調」(concertazione)ではなく、「相談(諮問)」(consultazione)でしかないとの評⁽²²⁾もあり、それは実務家政権への支持が失われていく過程を表すものであり、一方で実務家政権の期間に「社会的協調」は、ベルルスコーニ政権以上に空虚なものとなったことを示している。

(4) 立法過程

実務家政権の統治手法に対する批判として、実務家政権が、実は、立法過程では、ベルルスコーニ政権とあまり変わらないという指摘もできる。イタリア特有の、政府の責任で発せられる暫定政令(法律命令, decreto legge)⁽²³⁾や、内閣の信任をかけての法案提出は、ベルルスコーニ政権よりもさらに前からずっと行われてきたが、特に社会アクターとの協調を欠き、安定多数を取りながら内紛も少なくなかったベルルスコーニ政権も多用し、モンティ政権もまた、ユーロ危機への緊急性や議会多数の不安定な支持を背景に、これを多用するということが起きていたのである。

3. 実務家政権は国内政治改革にどこまで成果を挙げたか

1990年代後半にユーロ導入に成功したプローディらの中道・左派政権の顕著な功績は、EUの拘束のもとで、財政改革と行政改革を同時進行させたことであった。例えば、チャンピは国庫・予算相(任:1996-1999)時代に、南部開発のためのEU補助金の執行が国内行政の不備で遅れていることを解消しようとしたが、そこには、合理化と公正の視点で、社会政策の改善に限られた資源をフル活用し、同時に行政組織・慣行を現代化するという視点があったのである⁽²⁴⁾。モンティ政権が中心課題としたのは、「成長と公正」であり、それ自体は危機への対応であっても、中道・左派政権期の改革と通底するものがある。

(1) 増税と「公正」

モンティ政権の財政緊縮政策には、増税で国民に負担を強いる際には、公正さが欠かせないという姿勢が顕著に表れていた。この視点は、ベルルスコーニの中道・右派政権には不足していたものであるし、一方で、パドア=スキオッパのような中道・左派政権で働いた実務

家の視点と通底するものがある。

ベルルスコーニ政権は不人気の年金制度改革を急がず、退陣前によく段階的に65歳から67歳に引き上げることを決定したが、年齢に関係なく拠出期間に従って支給される年功年金には手をつけられなかった。モンティ政権では、老齢年金の受給開始年齢の男女とも66歳への引き上げが2012年に前倒し実施され、年功年金の制度改革も再検討された。

また、富裕層に甘かったベルルスコーニが撤廃した1件目の住宅への固定資産税(IMU)を復活させ、教会系の学校・病院、年金生活者も課税対象とし、課税基準を部屋数から面積に変え、市場価値に近づけた。これらの改革を実施するにあたり、モンティはまず、自らの給与を返上し、国会議員の歳費のカットも行った。同時に、「脱税との戦い」宣言により首相の意を受けた、準軍事的装備を持つ財務警察が脱税摘発の成果を挙げた。しかし、イタリア有数の不動産所有者であるカトリック教会など既得権側からの抵抗も激しく、教会への課税には、行政裁判所である国務院も2012年10月に関連政令の効力を否定している⁽²⁵⁾。

(2) スペンディング・リビュー

モンティ政権のもとの緊縮政策によっても、政府の累積債務は危機対応の間も増加し続け、2013年には対GDP比で127.9%に達している。しかし、少なくとも、モンティ政権は、政府支出の透明化とその点検プロセスの明確化には努めたといえる。

今日、ユーロ危機に直面した南欧諸国で政府支出の評価に用いられている計画管理手法は、50年代以降のアメリカ、カナダに先行事例があり、ヨーロッパでは特に近年、1998年からイギリスで行われたものをモデルとして、フランス、フィンランド、オランダ等でも実施されてきた「スペンディング・リビュー」(spending review)⁽²⁶⁾である。

もっとも、イタリアにもスペンディング・リビューのような発想はあった。その萌芽は、ファシスト政権下、当時のデ＝ステファニ国庫相による1923年の財政改革に遡るともいわれるが、制度的にも、1981年には当時のアンドレアツタ国庫相によって、政府支出専門委員会(Commissione tecnica per la spesa pubblica)が設置されていた。しかし、この委員会は、上述の2002年の財政難の折りに、ベルルスコーニ中道・右派政権のトレモンティ経済・財務相により解散させられている。

スペンディング・リビューをイタリアに初めて本格的に導入したのは、第2次プローディ政権(中道・左派)の経済・財務相だったパドア＝スキオッパである。パドア＝スキオッパは、2007年度予算にスペンディング・リビューを実験的に導入することを試み、そのために2006年に新たに政府予算専門委員会(Commissione tecnica per la finanza pubblica)を発足させた。しかし、これも2008年に中道・右派が政権復帰すると、経済・財務相に復帰したトレモンティによって解散させられ、その権能は経済・財務省に吸収されている。ただし、上述の政府支出専門委員会(1981-2002)にしても、政府予算専門委員会(2006-2008)にしても、十分な成果を上げたとは評価されていない。

モンティ政権では、政権発足当初は経済・財務相を兼任していたモンティ首相自らがスペンディング・リビューの必要性を重視し、上述の政府支出専門委員会で委員長を務めていた(1986-1995) こともあるジャルダ対議会関係担当相(総理府特命相、モンテローザ名誉会長、ミラーノ・カトリック大学経済学部教授)をその任に当たさせた。さらに、2012年には、ジャルダとグリッフィ総務・簡素化相(総理府特命相)、グリッリ経済・財務副大臣(この後、モンティが兼任していた経済・財務相を引き継いだ)による閣内委員会が創設されている。その成果が、『政府支出見直し綱要』と題するスペンディング・リビュー報告書である⁽²⁷⁾。この報告書にある提案の骨子は、すでに包括的な政策パッケージとして2011年12月6日に発表された「イタリア救済」(Salva Italia)政令に記されていたが、2012年春以降から順次、この政令に含まれる各項目を、スペンディング・リビューを踏まえて、実行するための政令が矢継ぎ早に出された。

このスペンディング・リビューによる政府支出の監視には、市民の参加も促されており、実務家政権はホームページで政府支出についてのパブリック・コメントを集めた。2012年5月初の段階で、9万5千件のコメントが寄せられ、その多くは、保健、地方自治体などに関する身近な問題や特定職種の既得権についてのもので、その中には改善策の提案を含むものもあったという⁽²⁸⁾。ここには、実務家政権による今回の改革が、これまでの政権よりも熟議民主主義の進展を目指した視点を持っていたことを表している。

一方で、このスペンディング・リビューで歳出の見直しを明記された部門の反発は激しく、以下で見る、ライセンスに守られてきた薬局などはその例である。これらは、当然、実務家政権の方針や提案を民主的でない、一方的なものとして批判した。したがって、EUに向けて、その支出管理までを細目にわたって保証するこの装置は、国内的には各部門からの先鋭な批判が打ち返される格好の標的になるものであり、EUガヴァナンスの深化により国内ガヴァナンスの向上につながるはずが、実際には多くの場合、国内統治の基礎を不安定化する側面が強い。また、財源不足を補う増税案がまるで「税金工学」とでもいうべき形で、次々と提案されることによって、国民の不信感がかえって高められてしまった。

(3) 地方行政組織の改革

スペンディング・リビューが行政組織の再編につながる政策を志向している例として、県(provincia)の執行部(Giunta)の廃止が挙げられる。

イタリアの地方自治体のうち、県(現在110)は、1970年に遅れて設置された州(regione, 現在20)よりも古い歴史があり、もともとはフランスをまねた統一国家の中央集権化の先兵として警察権を持つ知事を配置したもので、今日でも自動車ナンバー等は県の略号で表記されている。しかし、州の役割が強化された結果、ローマやミラーノなど大都市を含む基礎自治体であるコムーネ(comune, 規模はまちまちで、日本のような市町村の区別なし)との間で中途半端な存在になっていった。

現在、イタリアの各レベルの地方自治体（州、県、コムーネ）の議会はいずれも、公選される首長候補と連結した各政党の名簿による比例代表制で選挙が行われており、いわば公選首長が同時に多数派に支えられた議会議長である形になっている。首長のもとには地方政府執行部として政治任官される複数の「理事」（assessore, 副首長、部局長的存在）がいるが、今回提案されたのは、これらを廃止して、県の組織は首長（議長）と事務スタッフおよび議会のみにする案である。県執行部廃止は、「イタリア救済」政令に盛り込まれ、議会で移行過程が審議された。それにより、理事の廃止に加えて、県議会の定数も削減し、県の権限を国土管理、交通、人の移動に限定することとなった。

ところで、すでに、県の下のコムーネのレベルにおいても、ベルルスコーニ政権のもとで、2011年8月の財政緊縮策のなかにコムーネの再編が決定されていた。それは特別自治州以外の州の人口1,000人以下のコムーネの議会と執行部を廃止し、コムーネの首長（sindaco, 市町村長に相当）だけを存続し、複数の小規模コムーネの首長で構成されるコムーネ連合に再編するというものであった。モンティ政権になってからの政府提案にもコムーネ予算の削減は含まれている。

当然、各地の地方政府は、地方自治の後退をもたらすものとして反発し、首長たちによるデモや裁判所（州行政裁判所、国務院、憲法裁判所）への提訴も行われた。2012年7月には、イタリア全国コムーネ連盟（ANCI）の市長たちが上院（下院よりも地方代表の性格を持たされている）前でスペンディング・リビューへの抗議デモを行った⁽²⁹⁾。このなかで、同連盟会長（当時）のデルリオ・レッジョ＝ネッレミーリア市長（民主党）が、「コムーネは単なる国家の一断片ではなく、共和国の一部である」と述べているように、この問題は、必ずしも特権集団（地方政府執行部もそれに属するという批判も多い）による個別利害の追求ではなく、地方自治の再編を危機に乗じて、EU監視下で中央政府が一方的に行ってよいのかという、より本質的な議論を惹起していた。

しかも、再編の理由として、財政緊縮と合理化は説明できても、必ずしも住民サービスの向上には直結しないばかりか、政府提案にある一部の地方裁判所の廃止のように、むしろ、その一部低下となり、市民には受け入れがたいものであったし、実施上も進展しなかった。シチリア州では、2012年末に就任したクロチェッタ知事（民主党出身）が州内の県執行部廃止に動いたが、2013年7月に憲法裁判所が憲法で規定されている地方自治体である県を政令で廃止するのは違憲であるとの判断を示したため、県廃止の動きは止まってしまった。

(4) タクシーと薬局の自由化

既得権のライセンスと絡み、過去の政権下でも自由化が進展していなかったのが、タクシー免許と薬局の営業制限であった。

タクシー免許については、2012年1月の暫定政令で、今後ライセンス発行を担当する官庁がライセンスを増やす場合には、それに見合った補償を現在の免許取得者に行うことで、

方向性は自由化方向に進めながらも、急激な変化を避けた。労組はひとまず政府の方針を承認したが、現場の運転手たちの不満は強く、同月に抗議の山猫ストを実施した。

薬局は規制を緩和し、5,000局増としたが、これは人口3,000人当たり1局に相当する。開店時間を自由化し、顧客に最も安価な薬品を提示する義務を課した。しかし、これに対しても、薬剤師たちもまた、同月にストライキを実施した。

(5) 選挙法、議員定数削減

ベルルスコーニ政権のもとで2005年に改正された現行の選挙法は比例代表制で、下院で全国集計で1票でも多い勝者の選挙連合に議席の55%のプレミアムを与え、上院では各州の選挙区ごとに勝者連合に55%のプレミアムを与える、中道・右派に有利な不自然な選挙法であった。その懸念は、2013年2月に行われた総選挙で現実化するわけであるが、2006年と2008年はとりあえず両院でねじれない多数派を成立させていた。中道・左派にとっては、2008年で最左派の共産主義系政党を全滅させた選挙法であり、改正は模索されていたが、モンティ政権もこの役目を果たせず、危機回避に留まらない本格的な改革政権の印象を強めることはできず、議員定数の削減を含めて、モンティが新たに始めた政治運動「市民の選択」の選挙公約となっていった。

以上のように、モンティ政権は、その支持勢力である、モンテゼーモロ・フェラーリ会長らの起こしたシンクタンク「未来のイタリア」(Italia futura)などが期待した改革勢力として、予算会計や税制の公正面で新風を吹き込んだが、地方自治制度や選挙法など国家の基幹部分については、改革の着手、アイディアの提示に留まり、続く政党政権に課題は残された。自由化は社会アクターに配慮した緩慢なものに留まらざるを得ず、この面でも道半ばであり、論点や進行を整理した程度に留まる。そこに見られるのは、国家組織の構成員そのものの減退であり、改革の定着には必ずしも役立っていない。

4. 大連立政権に残された課題

総選挙後の混乱を経て成立した大連立政権は、モンティを支えた「奇妙な多数派」、つまり中道・左派、中道・右派、中道連合が大統領のもとに集まり、就任時で46歳と近年では異例に若いエンリーコ・レッタが首相となった。レッタは、大統領選で自派の中道・左派すらまとめきれなかったベルサーニに代わって、副書記長として大統領や中道・右派との交渉を担当し、そのイデオロギー的穏健性(旧DC左派に源を持つカトリック左派)、欧州主義者であることが指名に大きく影響した⁽³⁰⁾。ベルルスコーニは、1992年の欧州通貨危機に対応し国際的にもよく知られたアマート元首相を推していたが、実務家やエリートを嫌う中道・右派の北部同盟はアマートに反対を明言し、「五つ星運動」の若い新人議員たちや民主党ホープ、マッテオ・レンツィ・フィレンツェ市長の支持者たちは旧体制の象徴として反発する

ことが予想された。レッタの伯父を右腕としているベルルスコーニは少なくともレッタを拒否はしなかったので、このカードを切ることが正解だったわけである。

この大連立政権では、経済・財務相に、またもイタリア銀行出身の実務家サッコマンニを置くことになり、政党の復権とはいっても、政党政治家の多くは自ら財政を率い、火中の栗を拾おうとする気概はない。財政は左右両派の妥協の産物となり、モンティ政権が創設したIMUの廃止を中道・右派が公約とした結果、完全撤廃でなくとも削減や改変が必要で、元の形で存続することはできなくなり、新しい財源として一般消費税の引き上げや「サービス税」を含む新税や既存税制の改正が行われた。財政は、多数の細かい税から構成されるようになり、徴税はより仮設的になり、不安定になってきている。左派の求める「公正」と、右派の行ってきた「創造的財政」の混淆による、アイロニカルな意味で「公正な創造的財政」となっている、といえ言い過ぎであろうか。

大連立政権の成立がもたらした一つの効用は、左右両陣営が連立与党になり、実務家色が薄まったことで、政党と連動して労使が動き、社会的協調の復活の兆しがあることである。懸案だった労組の代表制改革については、コンフィンドゥストゥリアとCGILら三大労組による労使の合意が成立した。しかし、労使が協調して合意を得る場合、これまでがそうだったように、結局、政府の持ち出しで財政的には高くつく施策になりかねず、サッコマンニ経済・財務相からは警戒感が示された。今や非議員実務家は、欧州の枠組み、ルールから国家がはみ出さないように、左右両陣営の審判のような働きをしているのである。

2013年後半のイタリアの国内政治は、ベルルスコーニの脱税による有罪確定（禁固4年、恩赦法による減刑で禁固1年）を経て、その上院議員資格の停止をめぐる議論が過熱し、法の厳正な執行を求める中道・左派と、左派に牛耳られた司法による政治的な判決だとして、資格停止の場合は連立解消を辞さないとする中道・右派の対立が続き、両派ともすぐには断固たる決定ができず、恩赦権を持つ大統領も動きがとれない（恩赦を出せば法秩序崩壊、介入しなければ政権崩壊）状況に追い込まれた。幸い、ベルルスコーニ自身が態度を翻し、同年10月、大連立政権は信任されたが、ベルルスコーニ派の政権離脱と「自由の人民」解党、フォルツァ・イタリアの復活によって、与党に残された新党「新中道右派」によって辛うじて政権を維持するという危ういものであった。結局、レッタは民主党内の若手改革派レンツィ書記長が党執行部を入れ替えたために、政権基盤を失い、2014年2月に辞職せざるを得なくなったのである。

この間、内政における「ベルルスコーニ問題」が、憲法や司法権までを危機に陥らせ、イタリア経済そのものに悪影響を与えかねなかった状況が続き、スペインが危機のなかで政治的安定を回復するなかで、イタリアの混迷は続いていた。この騒動のなかで、中道・右派では、国会議員の不逮捕特権を超えて今回の判決を可能にしたセヴェリーノ法の遡及性に問題があり、ベルルスコーニに対する人権侵害だとして欧州人権裁判所に訴えようとする、筋違いの欧州頼みの声まで上がった。

5. 攪乱要素としてのポピュリスト政党「五つ星運動」

大衆を扇動するポピュリスト政党が、エリートによる非民主的な政体だとして EU に批判的になることは十分に想像できるが、移民排斥などで既存の国民国家を単位とする強固なナショナリストになるだけでなく、同時に国民統合の基礎を崩していく政党や政治勢力が多い。それらは、反エリートとして既存の国内合意を崩す政党か、一国家内の言語・民族的なサブナショナルな単位のナショナリズムによる分離主義政党であることが多いと思われる。

ところが、イタリアの場合、このカテゴリーに入る政党は、他国にない奇妙な様態を示している。というのは、すでに国会に登場して 20 数年となる分離主義政党の北部同盟は、言語・民族などの明らかな差異に基づかない、つまり本来ナショナリズムの展開されるべき単位でない「北部」の分離を唱えているし、今回初めて国政に登場したインターネット起点の反エリート政党、「五つ星運動」は、既存の政治家をすべて擲揄、論難するなかで、共和国の制度や伝統に挑戦するようになってきているからである。この二つの政党は、いわば、国民統合と欧州統合の両方に同時にネガティブな影響を与えている。

これまで、イタリアの欧州主義に冷や水を浴びせてきたのは、分離主義的なポピュリスト政党の北部同盟であった。ローマの政治的な差配で南部に北部の税金が浪費されているという主張は、国内的にはポー川以北の「パダーニャ」の独立を偽史もどきの解釈⁽³¹⁾で強弁し、「ガリバルディはイタリアを独立させたのではない、アフリカを分割したのだ」（南部はアフリカのようなものという意味）と、レジスタンス以来の国民統合を否定するまでに至り、ジャン・エンリコ・ルスコーニのような知識人たちから警戒された。

北部同盟は、90 年代後半から次第に EU を、彼らのいう「ジャコバン国家」イタリアと同様に、「ジャコバン主義」の連合と擲揄するようになり、ユーロ導入の際にも懐疑的な態度を貫いた。ベルルスコーニが率いたフォルツァ・イタリアや「自由の人民」が、内部に欧州懐疑派を含みながら、表向きは欧州統合支持の態度をとっていたのに対し、中道・右派政権の構成政党となった北部同盟は、中道・右派の欧州懐疑派の声を増幅させる役目を持った。チャンピ大統領（当時）の 2005 年 7 月の欧州議会での演説には、マリオ・ボルゲッジオら北部同盟の議員がパダーニャの旗を持ち込んで「ユーロ廃止」と騒ぎ、EU 各国の議員の目の前で、他国からも尊敬を集める自国の大統領の顔に泥を塗ったのである。

この北部同盟が 2013 年総選挙で後退したのは、創立者のウンベルト・ボッシのスカンダルを契機とするお家騒動だけでなく、その反エリートの主張が重なる「五つ星運動」の勢力拡大によるものであろう。しかし、ユーロ危機に関心が集中するなかで、「五つ星運動」を、ギリシャの急進左派連合との類推で、「反緊縮派」とまとめてしまうのは問題がある。「五つ星運動」はインターネットを駆使し、ドイツなどの「海賊党」のように青年層、中年層に支持があり、今回選出された議員も 8 割が学士号を持つ⁽³²⁾。どちらかといえば低学歴

の自営業者等が多く、学士号取得者が4割程度といわれる北部同盟とは、関わっている人々の性格が異なる。

一般的に高学歴ほど可能性があって欧州統合に前向きなはずであるが、この運動は、ユーロ危機が深刻化する前から、インターネットによる「声出し」「世直し」運動的に台頭してきていた「社会的オタク」と言ってもよい大衆性がある。「五つ星運動」のリーダー、コメディアンのパペ・グリッロがメディアの耳目を集めたのは、すでに評判を集めていたブログで人々を動員した「ヴァッフアンクロー（くそつたれ）・デー」(V-Day)と名づけた2007年9月8日のイベントにおいてであった。官公庁や在外公館にデモでおしかけ、まさに既存の秩序に「くそつたれ」という運動であるが、今日でもかれらが自らの組織名をMoVimento 5 Stelleと、Vを大文字でつづるのもこのためである。「五つ星」とは、その関心である、環境、水、開発、(ネットによる)つながり、交通を表したものであり、急進左派(議会外左派)に似た環境派の側面もある⁽³³⁾。

五つ星運動の本質は、国会に寄生する既存の政治家は「全員、家に帰れ」という反エリート主義である。上述のように左派と主張が重なりながら、左派に厳しい理由には、グリッロ自身が2009年の民主党の予備選に立候補しようとした経緯がある。グリッロは党員ですらなかったため、いったん立候補を断られるが、グリッロが目立たない地方支部で党員証を得ると、今度はその入党が撤回された。そのため、グリッロは自前の政党を持つことにしたわけである。もっとも、彼の定義によれば「五つ星運動」は「政党」でなく「運動」であり、リーダーたる彼自身は議員とならず、議場の傍聴席に陣取っている。

とりわけ「五つ星運動」が左派に打撃を与えているのが、大規模な公共事業に反対するのと同様の視点で、政党への国家補助の廃止を求めることである。左派は政党として補助金を受け取るだけでなく、文化活動その他の分野でも助成を受けてきた。

この視点に立てば、EUもエリートが支配する様々な補助金スキームを持っているから、同様の批判が可能になるだろう。しかし、一般に「反緊縮派」と報道される五つ星運動自身は、単純な「ユーロ反対」ではないとしている。選挙公約はあくまで、ユーロ未導入のイギリスの欧州懐疑派と似て、ユーロ存続の是非を国民投票によって決めろ、ということである。

ところが、総選挙で「五つ星運動」に投票した人でユーロをめぐる国民投票を望んでいる人は多くない。レナート・マンハイマーによる世論調査によれば、イタリア人の74%はユーロ存続を望み、70%は国民投票は望ましくないと考えている(36%は「まったく望ましくない」、34%は「あまり望ましくない」)し、「五つ星運動」に投票した人でもユーロ存続支持は67%、国民投票を望ましくないと考えるのは65%(つまり国民投票が望ましいと考えるのは35%)であるという⁽³⁴⁾。これは、中道・右派全体とあまり変わらず、北部同盟の支持者では44%が国民投票に賛成なのとは、かなり異なる。

また、この調査は、「五つ星運動」の支持者が、グリッロの考えにすべて賛成しているわけではないことも明らかにしている。社会的評価の高い議員を中道・左派が推した上下両院

議長選では、「五つ星運動」で造反が顕著になり、「五つ星運動」は「乗合バス」政党で、運転手はグリッロだが、乗客（活動家）はそれぞれ目的地が違い、好きなところで降りるといふ評もあった⁽³⁵⁾。つまり、「五つ星運動」の脅威は、そのユーロに関する考え方にあるのではなく、議会で合意のためのなかなか妥協を行わない、「広場（ネットと言い換えてもよい）の政治」の延長で活動することで、イタリア政治の不安定化を増幅することにある。

一方、国内的には、「五つ星運動」も、ある種の「国民統合」的なストーリーを持ち合わせていることにも注意が必要である。それは一種、非マルクス主義的な「労農派」的メンタリティーと言ってもよいものである。2013年総選挙で、ベッペ・グリッロは、ミラーノのドゥオーモ広場を聴衆でいっぱいにするだけでなく、民主党のエリートが行かないような小さな町々でも、「ミート・アップ」と呼ばれる集会を、ブログ、ソーシャルメディアと連動させて展開した。その中には、サルデーニャ南部の炭鉱の町イグレスィアスもある。現地の人々と交わるミクロな選挙戦は実際に結果につながっており、イグレスィアスでは「五つ星運動」の得票が他を圧倒した。また、グリッロは過去の大規模な労災事故の現場も訪れて、鎮魂している。その意味では、彼のアイデンティティーは、歴史的にイタリアで様々な形で展開されてきた「ポーポロ」（人民）の視点の新しいバージョンかもしれない。しかし、そこに戦後のイタリアが大事にしてきた欧州主義的な共和国とEUへの二重のアイデンティティーを見出すことは難しい。

おわりに

欧州危機の本質は、危機になるほど選挙なき専門家政治になる民主的正統性の危機、民主的でなくても成果により承認される機能的正統性の危機、そして多様な社会アクターのネットワークによる統治が期待された社会的正統性の危機が重なったものであるという分析がある⁽³¹⁾。

危機への対応から統合が深化するという欧州統合の経験則は、財政協定や様々な金融レジームの確立に見られるように、今回の危機でも失われてはいない。また、イタリアの実務家政権で見られるように、長く進まなかった国内改革が、EUからの外圧により、特に「公正」の観点から進んだという幾つかのポジティブな変化は見逃せない。

しかし、国内統治機構の再編にも及ぶ緊縮政策は、国家もろともEUの正統性を毀損する危険性をはらんでいる。それでもシステム全体の危機とは言えないし、この危機を乗り越えれば確実に統合の段階はさらに一段進むであろうが、南欧諸国の統治を見る限り、今日のユーロピアン・ガヴァナンス論でいうところの複合的な統治よりも、もっと原初的な段階の統治すら薄氷を踏む現状では、危機の加速は止まっても、多方の予想通り、成長なき経済が長期化するならば、民主制、国家、EUそれぞれの権威は弱まっていかざるを得ない。

イタリアでは、中道・右派を中心に実務家政権に不人気な緊縮政策の責任を負わせて、再

び左右、労使の妥協の政治に戻りつつある。しかし、中道・左派と中道・右派の妥協によって、税制はより複雑になり、制度の不安定感が高まっている。しかも、この不安定感を払拭する政党間の協力、労使の協調には不安要素が多い。

実際、ベルルスコーニの議員資格剥奪の是非が絡み、レッタの率いる大連立政権は長く続かなかつた。レッタに代わり政権についた民主党のレンツィ前フィンレツェ市長はその清新さで人気を集め、2014年の欧州議会選挙で民主党が40%を獲得するなど、中道左派の支持を回復させたが、いわばベルルスコーニ派を欠く中道右派の一部を含む「小連立」化した政権は決して盤石とはいえない。欧州議会選挙後に態度をやや軟化させた「五つ星運動」も、新たにユーロ脱退を促す国民投票運動を展開するなど、不安定要因であり続けている。

歴史家のジュリオ・サベッリは、イタリアの政治が、危機に際して、非民主的な実務家政権がまるで溜まった宿題を片づけるように対応することを繰り返したことに危機感を示した⁽³²⁾。しかし、この間に実務家政権を擲擻し、それに責任転嫁するかたちで、政局に明け暮れた左右両陣営によって、いわば最後の切り札であった実務家政権のカードも切りにくくなり、危機の長期化で、政党による民主的な政権が実務家政権よりも選択肢が限られた状況に追い込まれることも考えられる。共和国大統領による調整にも限界がある。

レンツィにせよ、「五つ星運動」にせよ、第2共和制も第1共和制も、共和国の本質は変わらないのではないかという問いかけであり、世代交代が必要なのは明らかである。しかし、レンツィのEU官僚政治批判と成長重視政策の組み合わせにも、他国の支持を必要とする限界がある。「五つ星運動」の、共和国憲法や議会政治のルールを尊重しない「広場の政治」も共和制の基礎を崩す危険性がある。

様々な対処療法的政策は、時間を買うものであるが、国内の安定を見ないまま、イタリア国債の金利水準は安定してきたが、スペインよりも経済の復調の勢いは弱い。この危機に対し、財政を立て直ししながら、国民統合と欧州統合を維持する新しいロジックと人材が必要なことは明らかであるが、まだその見通しは立たないのである。

〈注〉

- (1) この論文は、日本比較政治学会2013年度研究大会・自由企画5「欧州危機と国内政治」での報告「イタリア実務家政権の危機対応と国内制度改革」および日本政治学会2013年度研究大会での報告「イタリアにおける欧州主義：二重の正統性の危機のもとで」（いずれも未公開）をもとに、新たに加筆・修正したものである。
- (2) ただし、下院の得票率は、中道・左派29.55%、中道・右派29.18%と僅差で、中道・右派と過去に選挙連合を組んだことがある極右2党（「右翼」、炎の三色旗）の票数を合計すれば中道・左派を上回るほど、きわどい勝利であった。選挙連合を構成する各党の得票率でみれば、五つ星運動が25.55%で、中道・左派の民主党の25.4%を抜き、トップである。中道・左派が下院で過半数を取れたのは、もっぱら勝者プレミアムのおかげである。
- (3) チャンピ自身がレジスタンス時代を回想したものとして、*Il sentiero della Libertà. Un libro della memoria con Carlo Azeglio Ciampi*, Laterza, 2003
- (4) Ministero del Tesoro, del Bilancio e della Programmazione economica, *Cento Idee per lo*

sviluppo: Schede di programma 2000-2006, a cura di Dipartiment per le politiche di sviluppo e di coesione, Catania, 2-3-4 dicembre 1998

- (5) Giorgio Napolitano, *Altiero Spinelli e l'Europa*, il Mulino, 2007
- (6) Discorso del Presidente della Repubblica Giorgio Napolitano in occasione della visita al Parlamento di Strasburgo, 14/02/2007, <http://www.quirinale.it/elementi/Continua.aspx?tipo=Discorso&key=934> (2014年6月20日閲覧)
- (7) 例えば, Angelo Polimeno, *Repubblica atto terzo*, Mursia, 2012
- (8) Franco Debenedetti, *Il peccato del professor Monti: L'Europa, i tecnici e le identità politiche degli italiani*, Marsilio, 2013, p. 19-20.
- (9) 大統領は, 社会, 科学, 芸術, 文学の各分野で共和国に貢献した人物を, 上院定数外の5人まで, 終身上院議員に任命できる。終身上院議員は, 単なる名誉職ではなく, 投票, 動議, 法案提出など, 選挙された議員と同等の資格を完全に備えている。
- (10) このテーマについては, 既刊の記事でも述べたことがある。八十田博人「危機回避のためのイタリア実務家政権」『都市問題』118編5号(2012年4月号), pp. 30-34.
- (11) “Dichiarazioni programmatiche del Presidente del Consiglio Monti-Senato della Repubblica”, 17 novembre 2011, Governo italiano, Presidenza del Consiglio dei Ministri, http://www.governo.it/Presidente/Interventi/testo_int.asp?d=66019 (2012年2月15日閲覧)
- (12) Giulio Sapelli, *L'inverno di Monti: il bisogno della politica*, Guerini, 2012.
- (13) 首相就任前にモンティ自身が書いた記事に, 中世の都市国家の行政を任期付きで請け負った外国人実務家「ポデスタ」に関する記述がある。Franco Brunim, “L'Italia nella crisi finanziaria e la denazionalizzazione della politica economica”, in: *La politica estera dell'Italia*, edizione 2012, a cura di Alessandro Colombo e Ettore Greco, il Mulino, 2012, pp. 27-52
- (14) この印象的な言葉は, 公式発表の原稿から離れたアドリブであり, 議員たちに議場で直接に訴えかけるメッセージとなっている。
- (15) ベルルスコーニは, 議会内でのヤジに対抗して, 当時, 欧州社会党の議員団長をしていたドイツのマーティン・シュルツ議員 (SPD) に対して「あなたはナチ映画の看守役にぴったりだ」と発言した。シュルツは, 2012年から欧州議会議長となっており, モンティを議長として迎えたのも彼である。
- (16) Discorso del Presidente del Consiglio Mario Monti al Parlament europeo di Strasburgo, 15 febbraio 2012, http://www.governo.it/Presidente/Interventi/testo_int.asp?d=66749 (2012年2月27日閲覧)
- (17) 八十田博人「ユーロ参加達成後のイタリア中道・右派の欧州化への対応」『ユーロの再検討』(日本EU学会年報)第23号(2003年), pp. 140-161.
- (18) *Repubblica* (電子版) 2011.2.4
- (19) マルキオンネ CEO のもとでのフィアットの経営戦略の変化については, Giuseppe Turani, *Gli ultimi giorni della FIAT*, Sperling & Kupfer, 2010
- (20) “Linee programmatiche per la crescita della produttività e della competitività in Italia”, 16 novembre 2012, www.camera.it/temiap/temi17/Accordo%20produttività%2021%20novembre%202012.pdf (2012年12月20日閲覧)
- (21) *Repubblica* (電子版) 2012.11.16
- (22) “Monti bocchia la concertazione, scontro con i sindacati”, ASCA, 12 luglio 2012, http://www.asca.it/news-Crisi_Monti_bocchia_la_concertazione_scontro_con_i_sindacati-1175880-POL.html (2012年8月9日閲覧)
- (23) イタリアの法律命令 (decreto legge) は, 緊急性のある場合, 政府の責任で発令することが

できる暫定措置で、法律としての効力を持つが、60日以内に法律に転換されない場合は、失効する。大内伸哉『イタリアの労働と法 伝統と革新のハーモニー』日本労働研究機構、2003を参照。

- (24) この時期の行政改革については、八十田博人「イタリアの欧州統合への対応：1992-2001：移行期におけるテクノクラート、政党、社会アクター」『ヨーロッパ研究』（東京大学大学院総合文化研究科・教養学部ドイツ・ヨーロッパ研究室）1号（2002年）pp.137-160
- (25) “Estensione dell’Imu alla Chiesa: il Consiglio di Stato blocca il decreto”, *La Repubblica*, 8 ottobre 2012, http://www.repubblica.it/politica/2012/10/08/news/estensione_dell_imu_alla_chiesa_il_consiglio_di_stato_blocca_il_decreto-44100249/（2012年10月10日閲覧）
- (26) Luciano Hinna, Mauro Marcantoni, *Spending Review: E possibile tagliare la spesa pubblica italiana senza farsi male?*, Donzelli, Roma, 2012, pp.38-63.
- (27) Governo italiano, Presidenza del Consiglio dei Ministri, Elementi per una revisione della spesa pubblica (Piano Giarda), 8 maggio 2012, http://www.governo.it/GovernoInforma/spending_review/documenti/Revisione_spesa_pubblica_20120508.pdf（2012年5月18日閲覧）
- (28) “Spending review, sono 95 mila le segnalazioni.Crociata contro i privilegi”, *Il fatto quotidiano*, 8 maggio 2012, <http://www.ilfattoquotidiano.it/2012/05/08/spending-review-sono-95mila-segnalazioni-privilegi-discussi/222867/>（2012年5月12日閲覧）
- (29) “Sindaci in piazza contro i tagli, Anci: «No alla spending review»”, *Il Messaggero*, 24 luglio 2012, http://www.ilmessaggero.it/economia/sindaci_in_piazza_contro_i_tagli_anci_no_alla_spending_review/notizie/210135.shtml（2012年7月27日閲覧）
- (30) Federica Fantozzi, Roberto Brunelli, *Enrico Letta*, Riuniti, 2013.
- (31) 村上信一郎「もしイタリアが一つの国であることをやめるならば」西川長夫、宮島喬（編）『ヨーロッパ統合と文化・民族問題 — ポスト国民国家時代の可能性を問う』人文書院、1995所収、および、この論文のタイトルのもととなったルスコーニの著書 Gian Enrico Rusconi, *Se cessiamo di essere una nazione*, Il Mulino 1993
- (32) ただし、この数字は「五つ星運動」のFacebook記事に掲げられているものである。
- (33) Edoardo Greblo, *Filosofia di Beppe Grillo: il movimento 5 stelle*, Mimesis, 2011
- (34) *Corriere della Sera*（電子版）, 10 marzo 2013
- (35) Ilvo Diamanti, “Il partito autobus dei Cinque stelle”, *Repubblica*（電子版）, 18 marzo 2013
- (36) 遠藤乾『統合の終焉 EUの実像と論理』岩波書店、2013
- (37) Giulio Sapelli, *L’inverno di Monti: il bisogno della politica*, Guerini, 2012

[付記] 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究(B)「ユーロ圏危機下における南欧政治の構造変容に関する比較研究」(2013年度～2014年度)の研究成果の一部である。

Structural Changes in the Italian Political System
after the Establishment of Technocratic Government:
A Crisis of Double Legitimacy

Hirohito Yasoda

The Italian general election of February 2013 ended with no winners and no prospect of a majority government. This comes from the collapse of the technocratic government led by Mario Monti, famous Europeanist academic and former European commissioner, which failed to gain public support for structural reforms of public finance and national administration.

The Euro Crisis made a very Europeanistic nation like Italy more reluctant to follow the historical tradition of federal ideas which has been expressed by many speeches of the Presidents of the Republic, including Giorgio Napolitano.

The Monti government succeeded to rescue public finance without financial assistance of the European Union, however, its elite style of decision-making is far from the so-called “concertation”, which means much dialogues with social actors and worked well in the 90’s.

Today’s Italy is confronted with a crisis of double legitimacy, both functional and social, based on national and European identities, which has been the common patrimony of major political parties during the First and Second Republic.